



退職後に受けられる年金

退職後に受けられる老齢・退職給付には、厚生年金の「老齢厚生年金」と国民年金の「老齢基礎年金」があります。

これらの年金は、原則として65歳から支給されますが、老齢厚生年金には、「特別支給の老齢厚生年金」があり、支給開始年齢は下記のように生年月日に応じて異なっています。

一般組合員の方の場合、昭和36年4月1日以前に生まれた方が対象となり、それ以降に生まれた方は、65歳からの支給となります。



● 老齢厚生年金の支給開始年齢

| 一般組合員 | 特定消防組合員※1 | 支給開始年齢 | 支給イメージ |
|-----------------------------|-----------------------------|--------|--------|
| — | 昭和30年10月2日生 } 昭和34年4月1日生 | 60歳 | |
| 昭和29年10月2日生 } 昭和30年4月1日生 | 昭和34年4月2日生 } 昭和36年4月1日生 | 61歳 | |
| 昭和30年4月2日生 } 昭和32年4月1日生 | 昭和36年4月2日生 } 昭和38年4月1日生 | 62歳 | |
| 昭和32年4月2日生 } 昭和34年4月1日生 | 昭和38年4月2日生 } 昭和40年4月1日生 | 63歳 | |
| 昭和34年4月2日生 } 昭和36年4月1日生 | 昭和40年4月2日生 } 昭和42年4月1日生 | 64歳 | |
| 昭和36年4月2日生 } | 昭和42年4月2日生 } | 65歳 | |

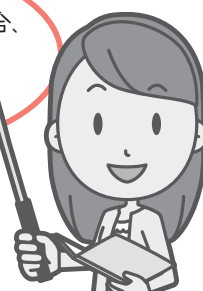
- ※1 特定消防組合員とは、階級が消防司令以下であり、退職時または受給権発生日時点まで引き続き20年以上消防職員として在職していた方をいいます。
- ※2 「退職共済年金(経過的職域加算額)」は、平成27年9月30日以前の組合員期間に応じて支給されます。
- ※3 加給年金額は、一定の支給要件を満たした配偶者または子がいる場合に加算されます。

支給開始年齢よりも前に年金を受給することができます！

本来の支給開始年齢よりも前に年金を受給したい場合は、60歳以降に繰上げ請求を行うことにより、減額された「繰上げ支給の老齢厚生年金」を受給することができます。

また、この繰上げ請求については、国民年金から支給される「老齢基礎年金」の全部繰上げ請求と同時に行う必要があります。

繰上げ請求を行った場合、年金額は1月あたり0.5%減額となります。



● 繰上げ請求したときの減額割合の目安

| 生年月日 ()は特定消防組員 | 支給開始 年 齢 | 年金の種類 | 繰上げ請求年齢 | | | | |
|---|-------------|---------|---------|-----|-----|-----|-----|
| | | | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 |
| S29.10.2 ~ S30.4.1 (S34.4.2 ~ S36.4.1) | 61歳 | 老齢厚生年金等 | 6% | — | — | — | — |
| | | 老齢基礎年金 | 30% | 24% | 18% | 12% | 6% |
| S30.4.2 ~ S32.4.1 (S36.4.2 ~ S38.4.1) | 62歳 | 老齢厚生年金等 | 12% | 6% | — | — | — |
| | | 老齢基礎年金 | 30% | 24% | 18% | 12% | 6% |
| S32.4.2 ~ S34.4.1 (S38.4.2 ~ S40.4.1) | 63歳 | 老齢厚生年金等 | 18% | 12% | 6% | — | — |
| | | 老齢基礎年金 | 30% | 24% | 18% | 12% | 6% |
| S34.4.2 ~ S36.4.1 (S40.4.2 ~ S42.4.1) | 64歳 | 老齢厚生年金等 | 24% | 18% | 12% | 6% | — |
| | | 老齢基礎年金 | 30% | 24% | 18% | 12% | 6% |
| S36.4.2 ~ (S42.4.2 ~) | 65歳 | 老齢厚生年金等 | 30% | 24% | 18% | 12% | 6% |
| | | 老齢基礎年金 | 30% | 24% | 18% | 12% | 6% |

※表中の割合は、誕生月に請求した場合を例に記載しています。

実際の減額割合は月単位で算定するため、表中の率とは異なる場合があります。



繰上げ請求の注意点

- 一度請求すると、取消することはできません。また、生涯減額されたままの年金額となります。
- 加給年金額は繰上げ支給の対象となりません。
- 事後重症などによる障害厚生(基礎)年金や寡婦年金等は受けられません。

気になる ワンポイント



支給開始年齢よりも後に年金を受給することはできるの？

65歳以降の「老齢厚生年金」および「老齢基礎年金」については、65歳到達時点で請求を行わず、66歳から70歳まで受給を遅らせること（繰下げ）ができます。

この場合、老齢厚生年金等の支給額は、繰下げ期間に応じて一定の割合の額が加算されます。

お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414

在職中の年金はどうなるの？

年金受給権者が再任用や再就職により厚生年金保険の被保険者等である間は、賃金と年金の合計額が一定の基準を超える場合、年金の一部または全部が支給停止になります。

この調整のしくみを「在職老齢年金」といいます！



賃金とは ……「標準報酬月額」+「過去1年間の標準賞与等の合計額×1/12」

年金とは ……老齢厚生年金×1/12

*退職共済年金（経過的職域加算額）および加給年金額は計算に含みません。

*共済組合以外の期間に係る老齢厚生年金がある場合、すべての年金額を合算します。

●在職中の年金の支給停止額の計算方法

◆65歳未満の場合

賃金と年金の合計額が28万円を超えると、年金の一部または全部が支給停止されます。

$$\text{支給停止額(月額)} = \{ (\text{賃金} + \text{年金}) - 28\text{万円} \} \times 1/2$$

◆65歳以上の場合

賃金と年金の合計額が47万円を超えると、年金の一部または全部が支給停止されます。

$$\text{支給停止額(月額)} = \{ (\text{賃金} + \text{年金}) - 47\text{万円} \} \times 1/2$$

支給停止基準額となる 28万円と 47万円は、賃金や物価の変動により改定される場合があります。



気になる ワンポイント



退職共済年金（経過的職域加算額）も支給停止になるの？

公務員独自の給付である退職共済年金（経過的職域加算額）については、共済組合員（フルタイムの再任用等）である間は全額支給停止となり、共済組合員以外の厚生年金被保険者である場合は全額支給されます。

お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414